

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	キリバスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むキリバスの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係を贈与すること。	100,000千円 -----	H18.3.17 アリスベ ン(オース トラリア) で (同日)	日本側 滑川雅士在キリバス 大使(フイジーにて兼 轄) キリバス側 ターム・ヒリ ボ外務次官	H18.3.29 159号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。